

ブルーリターンA以外の会計ソフトご利用の会員様へ

電子帳簿保存申請の提出のお願い

税制改正により、令和2年分の確定申告から基礎控除が38万円から48万円に引上がりますが、青色申告特別控除最高65万円が最高55万円に引下がります。

但し、決算書と申告書をイータックスで送信するか、電子帳簿保存の承認を受けるかのいずれかで、最高65万円の特別控除となります。

そこで、ブルーリターンAご利用の会員様には既にご連絡しておりますが、イータックスで送信ができない場合のことを考え、電子帳簿保存の申請をご提出いただきますようお願いいたします。

その段取りとしましては、

- ① ご自身の会計ソフトが電子帳簿保存対応かどうかを業者に確認願います。
- ② 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書をご自身の管轄の税務署に提出願います。

※申請書の書き方等、練馬西青色申告会にご相談ください。

※練馬西・練馬東税務署の方は、練馬西青色申告会でお預りします。

提出期限は、令和元年9月30日までです。

(控えを必ず保存くださるようお願いいたします。)

尚、電子帳簿保存対応の会計ソフトでない方は、全国青色申告会総連合が開発しましたブルーリターンAをお勧めします。電子帳簿保存申請が簡素化されており、講習会等開催しますので、是非ともご参加ください。

令和元年6月吉日

一般社団法人 練馬西青色申告会